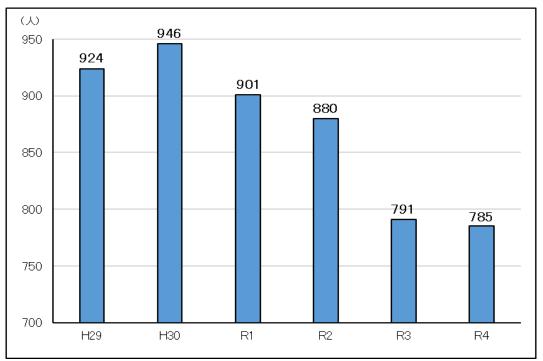
# 資 料 編

## 半田市障がい児福祉計画 資料編 目次

1. 半田市における障がい児の現状	1
(1)出生数の推移	1
(2)18歳未満人口の推移	1
(3)1歳6か月児健康診査における保健指導の状況	2
(4) 3歳児健康診査における保健指導の状況	2
(5) 市内保育園・幼稚園・こども園における加配対象児童数の推移	<b>多</b> 3
(6)市内小中学校における特別支援学級在籍児童数の推移	4
(7) 18歳未満の障がい者手帳所持者の推移	4
2. 策定に係る会議の開催状況	8
(1) 半田市障がい児福祉計画庁内検討会議及び同部会	8
(2) 半田市障がい者自立支援協議会及び同運営会議	
3. アンケート調査の結果	9
(1) 事業所向けアンケート調査	
(2) 当事者向けアンケート調査	10
(3) 関係機関向けアンケート調査	30
4. 用語解説	36

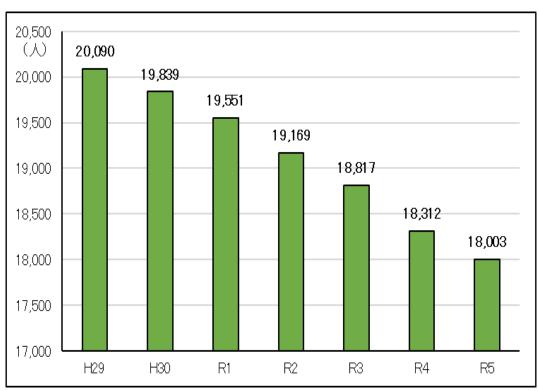
## 1. 半田市における障がい児の現状

## (1) 出生数の推移

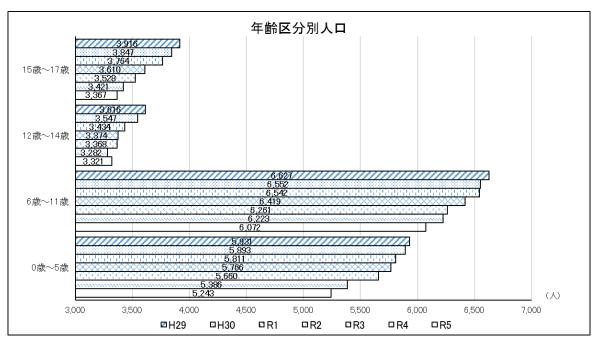


各年度4月1日現在 (資料:住民基本台帳)

## (2) 18歳未満人口の推移



年度4月1日現在 (資料:住民基本台帳)



各年度4月1日現在 (資料:住民基本台帳)

## (3) 1歳6か月児健康診査における保健指導の状況

左帝	対象者数	受診者数	平参表		受診結果	
年度	(人)	(人)	受診率	問題なし	指導のみ	継続フォロー有
R2	948	941	99.3%	288 人	162人	491 人
RZ	940	941	99.3%	30.6%	17.2%	52.2%
מם	002	074	00.00/	287 人	169人	418人
R3	883	874	99.0%	32.8%	19.3%	47.8%
R4	835	920	99.3%	264 人	308人	257 人
K4	035	829	99.3%	31.8%	37.2%	31.0%

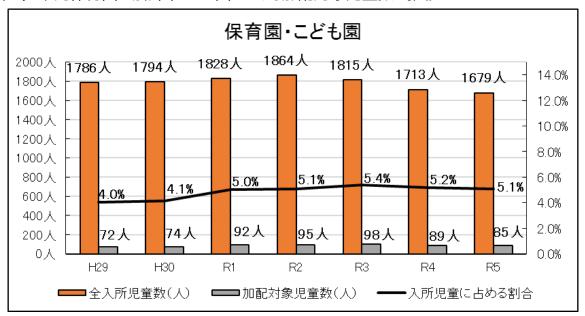
(資料:子育て相談課作成)

## (4) 3歳児健康診査における保健指導の状況

左连	対象者数	受診者数	₩=\\ <del>\</del>		受診結果	
年度	(人)	(人)	受診率	問題なし	指導のみ	継続フォロー有
R2	966	959	99.3%	533人	174人	252 人
R2	900	959	99.3%	55.6%	18.1%	26.3%
R3	027	026	00 00/	521 人	235人	170 人
K3	937	926	98.8%	56.3%	25.4%	18.4%
D4	050	0.52	00.40/	532人	205人	116人
R4	858	853 99.4%		62.4%	24.0%	13.6%

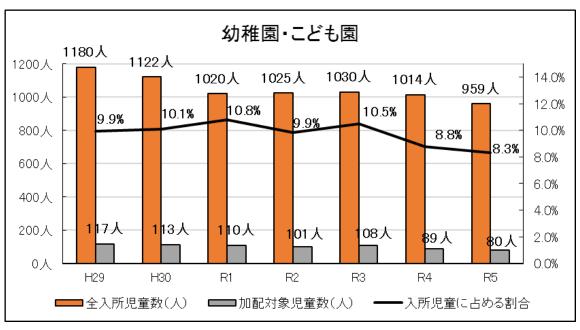
(資料:子育て相談課作成)

#### (5) 市内保育園・幼稚園・こども園における加配対象児童数の推移



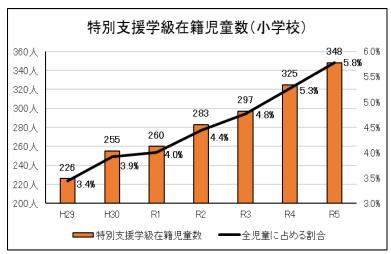
各年度4月1日現在 (資料:幼児保育課作成)

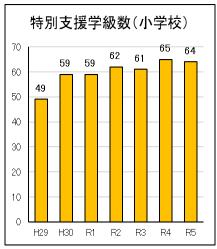
※「保育園・こども園」の全入所児童数は、3~5歳児の児童数。



各年度5月1日現在 (資料:学校教育課作成)

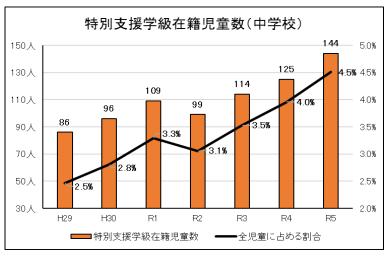
## (6) 市内小中学校における特別支援学級在籍児童数の推移

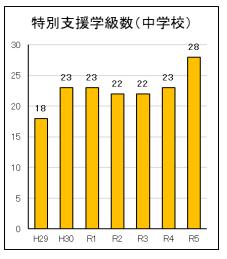




各年度5月1日現在

(資料:学校教育課作成)





各年度5月1日現在

(資料:学校教育課作成)

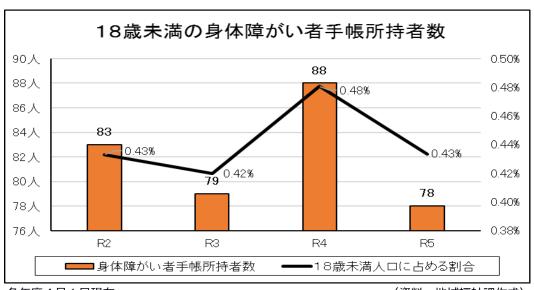
#### (7) 18歳未満の障がい者手帳所持者の推移

## ア)身体障がい者手帳

(人)

	等級区	1級	2級	3 級	4級	5級	6級	合計
	視覚	1	0	1	0	0	0	2
D 2	聴覚·平衡	2	6	2	2	0	5	17
R 2	音声・言語	0	0	0	0			0
	肢体不自由	22	10	7	4	3	0	46
	内部障がい	13	0	3	2			18
	合計	38	16	13	8	3	5	83

	等級区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
	視覚	1	0	1	0	0	0	2
R 3	聴覚·平衡	1	6	3	1	0	4	15
K 3	音声・言語	0	0	0	0			0
	肢体不自由	23	9	7	5	3	0	47
	内部障がい	11	0	3	1			15
	合計	36	15	14	7	3	4	79
	等級区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
	視覚	1	0	1	0	0	0	2
R 4	聴覚·平衡	1	6	3	1	0	4	15
K 4	音声・言語	0	0	0	0			0
	肢体不自由	26	10	7	5	3	0	51
	内部障がい	16	0	3	1			20
	合計	44	16	14	7	3	4	88
	等級区分	1級	2 級	3 級	4級	5級	6級	合計
	視覚	1	0	1	1	0	0	3
R 5	聴覚·平衡	1	7	2	0	0	3	13
	音声・言語	0	0	0	0			0
	肢体不自由	22	7	5	4	4	1	43
	内部障がい	14	0	3	2			19
	合計	38	14	11	7	4	4	78



各年度4月1日現在 (資料:地域福祉課作成)

## イ) 精神障がい者保健福祉手帳

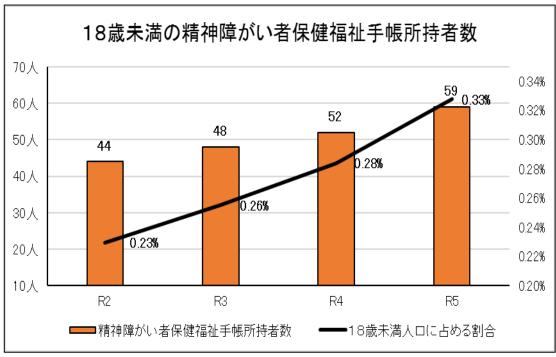
(人)

(資料:地域福祉課作成)

年度	1級	2級	3級	合計
R 2	2	32	10	44
R 3	3	36	9	48
R 4	2	41	9	52
R 5	4	49	6	59

各年度4月1日現在

(資料:地域福祉課作成)



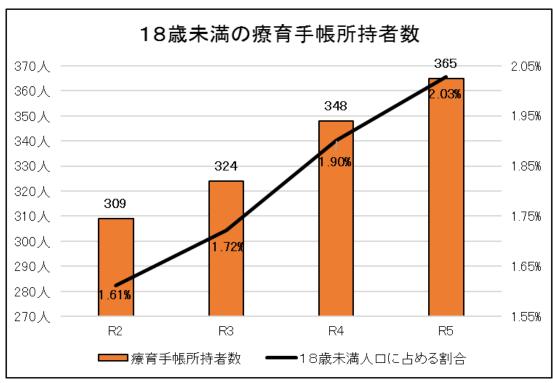
各年度4月1日現在

ウ)療育手帳 (人)

				( )
年度	A判定	B判定	C判定	合計
R 2	88	61	160	309
R 3	91	68	165	324
R 4	99	67	182	348
R 5	106	71	188	365

(資料:地域福祉課作成)

各年度4月1日現在



各年度4月1日現在 (資料:地域福祉課作成)

## 2. 策定に係る会議の開催状況

- (1) 半田市障がい児福祉計画庁内検討会議及び同部会
- ア) 障がい児福祉計画庁内検討会議

回次	日付
第1回	令和5年 5月31日
第2回	令和5年10月 5日
第3回	令和6年 2月 2日

## イ) 障がい児福祉計画庁内検討部会

	令和4年度	令和5年度			
回次	日付	回次	日付	回次	日付
第1回	令和4年 5月11日	第1回	令和5年 4月18日	第8回	令和5年 7月18日
第2回	令和4年 5月17日	第2回	令和5年 4月28日	第9回	令和5年 8月 3日
第3回	令和4年 8月29日	第3回	令和5年 5月17日	第 10 回	令和5年 9月27日
第4回	令和5年 1月11日	第4回	令和5年 5月26日	第11回	令和5年10月25日
第5回	令和5年 1月20日	第5回	令和5年 6月 8日	第12回	令和6年 1月18日
第6回	令和5年 2月28日	第6回	令和5年 6月20日	第13回	令和6年 2月20日
第7回	令和5年 3月16日	第7回	令和5年 7月 6日		

## (2) 半田市障がい者自立支援協議会及び同運営会議

## ア) 障がい者自立支援協議会

回次	日付
第1回	令和5年 5月29日
第2回	令和5年 9月25日
第3回	令和6年 1月29日

## イ) 障がい者自立支援協議会運営会議

回次	日付
第1回	令和5年 4月20日
第2回	令和5年 6月16日
第3回	令和5年 8月18日
第4回	令和5年10月20日
第5回	令和5年12月15日
第6回	令和6年 2月16日

## 3. アンケート調査の結果

- (1)事業所等アンケート
- ア) 回答事業所
  - 15事業所(児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援)
- イ)調査期間

令和5年3月1日から令和5年3月31日まで

ウ)調査方法

対象機関に電子メールで依頼及び回収

- エ) 調査結果(事業所等からの意見等)
  - ①障がい児福祉計画について

15事業所中10事業所から、計画を意識しながら事業所運営・事業所展開を行っているとの回答がありました。

第2期計画策定時の調査結果では、計画を特に意識していないという回答が大半を占めていたため、認知が進んでいると評価できます。

今後も、より多くの事業所に対して各事業と計画との関連性等をお伝えし、計画を意識した事業所運営を行っていただけるようにしていく必要があります。

### ②関わっている障がいのある方やご家族の現状について

「障がいのある子がおり、両親共働き等の場合、夏休み(長期休み)の放課後等デイサービス事業所のサービス提供時間外における預け先がなく、就労を諦めざるを得ない家庭が増えている。」との回答がありました。

そうした状況において、「放課後児童健全育成事業での障がいのある子どもの受入れを促進し て欲しい。」などのご意見もありました。

また、「重症心身障がいや医療的ケアの必要があるの子どもたちを受け入れることのできる事業所が不足している。」、「本来は一人で行える力が付いてきている場合にあっても、機会がないために家庭ではできないといったケースがある。」、「日本語の習得が十分ではない外国籍の方が増加しており、子どもや保護者とのコミュニケーションが課題となってきている。」とのご意見がありました。

本計画では、重症心身障がいや医療的ケアの必要があるの子どもたちの受入れ先を確保すること、保護者の就労を支えるため、放課後児童健全育成事業による受入れの強化をすること、将来の自立を見据えて、子どもが自宅において独力で過ごすことができるように家庭の連携した支援を行っていくこと、外国籍家庭への言語的支援を行っていくことを盛り込んでいきます。

【関連:第3章 基本計画4-(1)-⑤、4-(1)-⑥、5-(1)-①、5-(2)-①、6-(2)-⑤】

#### (2) 当事者向けアンケート

#### ア) 対象者

調査1:18歳未満の就学児(特別支援学校在籍者、小中学校特別支援学級在籍者、

小中学校通常学級在籍の放課後等デイサービス利用者、高等学校在籍の放

課後等デイサービス利用者)

調査2:未就学児(保育園加配対象者、保育園通級クラス対象者、幼稚園加配対象

者(通級クラス含む)、児童発達支援のみ利用者)

#### イ)調査期間

令和5年2月28日から令和5年3月22日まで

#### ウ)調査方法

調査1:紙媒体による調査票 調査2:紙・電子媒体による調査票

### 工) 回収状況

調査種別	配布数	有効回答数	有効回答率
調査1	572 通	302 通	52.8%
調査2	251 通	157 通	62.5%

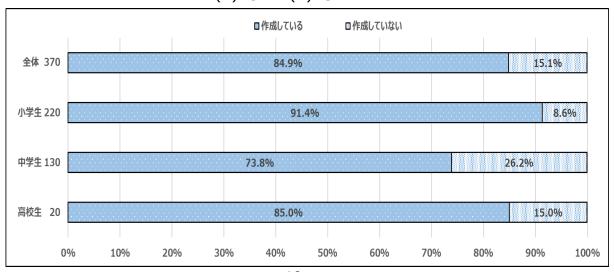
### 才)調査結果

調査1:18歳未満の就学児

①個別の教育支援計画『ふれあい』(以下「ふれあい」という。)の作成状況

令和2年6月の前回アンケート時と比較すると、作成している人の割合は、全体:11.9ポイント、小学生:8.8ポイント、中学生:15.5ポイント、高校生:33.1ポイントの上昇が見られ、「ふれあい」の認知度は着実に上がっていることが分かります。

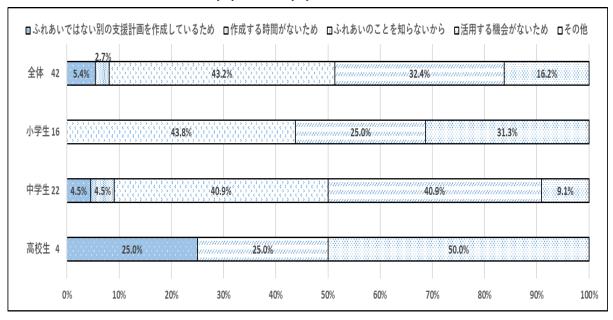
【関連:第3章 基本計画1-(3)-④、2-(3)-①】



## ②「ふれあい」を作成していない理由

「ふれあいのことを知らない」「活用する機会がない」という理由が多くを占めました。作成していない児童生徒に対し、ふれあいの目的や活用方法をより周知していく必要がありそうです。



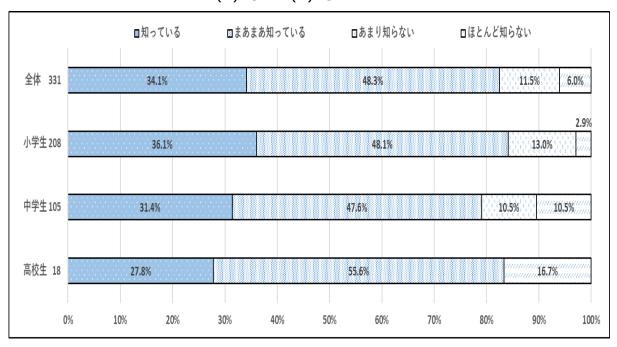


## ③「ふれあい」がどういうもので、どう活用されるか (調査対象者全体)

全体の8割以上で、「知っている」/「まあまあ知っている」という回答がありました。

小学校、中学校、高校と進学するにつれて、「ほとんど知らない」という割合が増えているため、低年齢時に作成したふれあいを継続していく方策に課題があることが分かりました。

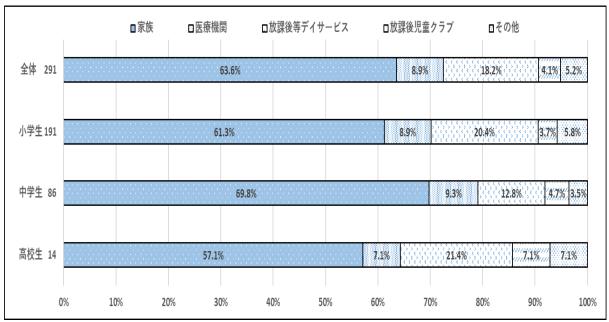
【関連:第3章 基本計画1-(3)-④、2-(3)-①】



## ④ 「ふれあい」を学校以外で誰と共有しているか

全体の6割以上で家族との共有はできていますが、家族以外との共有率が低いため、今後は 関係機関との共有を進めることが課題と考えられます。

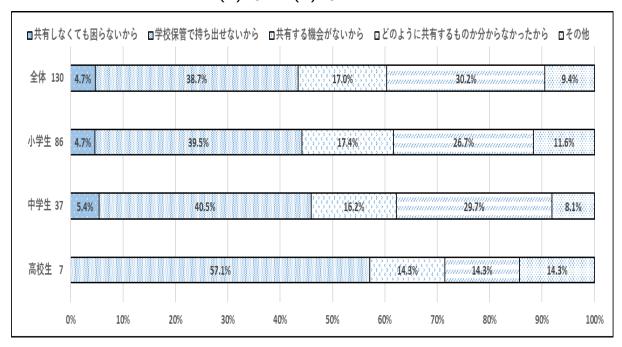




## ⑤学校以外と「ふれあい」を共有できていない理由

全体を通して、「学校保管で持ち出せないから」「どのように共有するものか分からなかったから」という回答が多くありました。学校以外の関係機関との共有方法を検討していく必要があると考えられます。

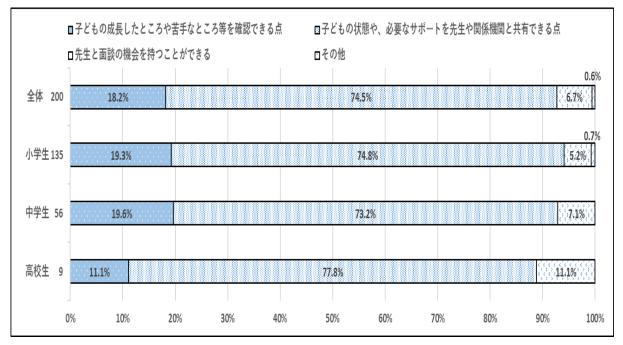
【関連:第3章 基本計画1-(3)-④、2-(3)-①】



## ⑥「ふれあい」がどういう点で役に立ったか

全体の7割以上で、「子どもの状態や、子どもにとって必要なサポートを先生や関係機関と共有できる点」という回答がありました。

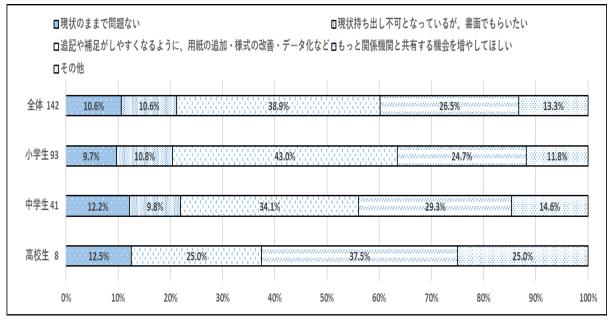




## ⑦「ふれあい」がどういうものだったら、より活用されていくと思うか

「書面でもらいたい」「追記や補足がしやすくなるように、用紙の追加・様式の改善・データ化」 「関係機関と共有する機会の増加」という声が多くありました。より当事者にとって使い勝手の良い ものにしていく必要があることが分かりました。

【関連:第3章 基本計画1-(3)-④、2-(3)-①】



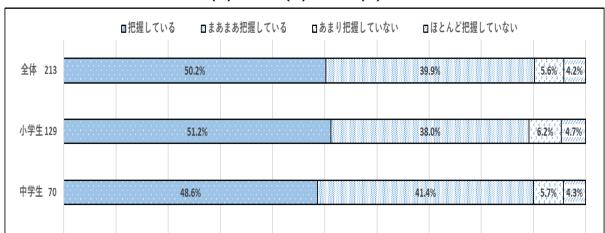
高校生 14

0%

10%

## ⑧放課後等デイサービスでお子さんに対して具体的にどのような支援が行われているか把握しているか

利用者全体の9割以上で、放課後等デイサービスの支援内容を「把握している」または「まあまあ把握している」という回答がありました。



50.0%

80%

100%

90%

70%

【関連:第3章 基本計画1-(1)-⑥、2-(2)-④、5-(2)-①】

## ⑨放課後等デイサービスと日常的にお子さんに関する情報共有ができているか

30%

利用者全体の9割以上で、放課後等デイサービスとの情報共有を「できている」または「まあまあできている」という回答がありました。

50%

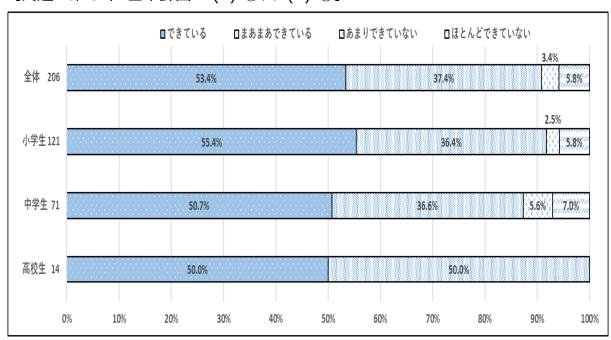
60%

40%



20%

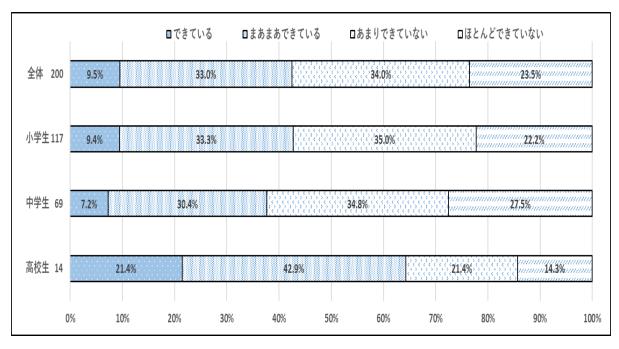
50.0%



## ⑩放課後等デイサービスにおける支援内容を学校と共有できているか

利用者全体の5割以上で、放課後等デイサービスの支援内容有を学校と「あまり共有できていない」または「ほとんどできていない」という回答がありました。

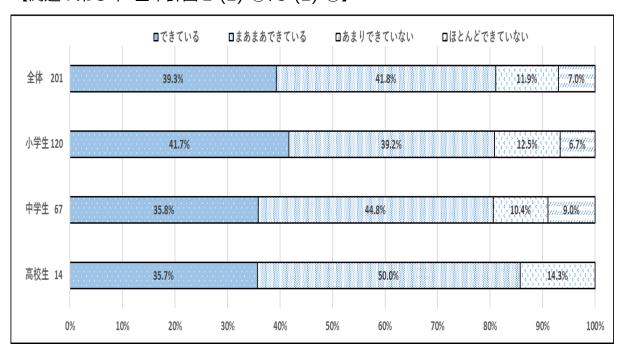




## ⑪児童への関わりに困った際に放課後等デイサービスに相談できているか

利用者全体の8割以上で、放課後等デイサービスへの相談は「できている」または「まあまあできている」という回答がありました。

【関連:第3章 基本計画 2-(2)-④、5-(2)-①】



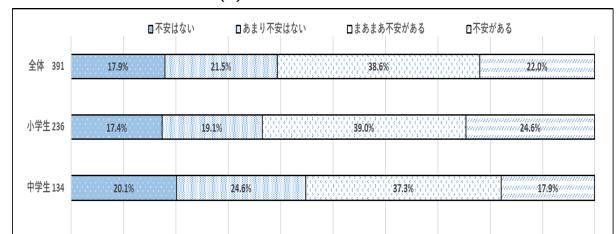
高校生 21

9.5%

10%

## ⑫保護者の方と離れて、お子さんが体験的宿泊事業を利用して外泊することに不安はあるか

全体の6割以上で、体験的宿泊事業について「まあまあ不安がある」または「不安がある」という 回答がありました。



42.9%

60%

70%

19.0%

90%

100%

【関連:第3章 基本計画1-(2)-④】

## ③事業所で宿泊の体験ができる事業(体験的宿泊事業)を利用したいと思うか

40%

30%

28.6%

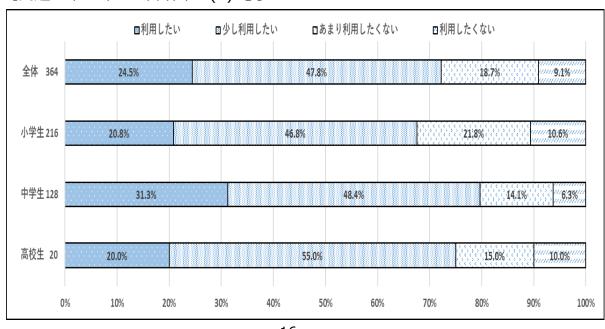
20%

②のとおり、全体の6割以上で、お子さんが親元を離れて外泊することについて「まあまあ不安がある」または「不安がある」という回答がありました。

50%

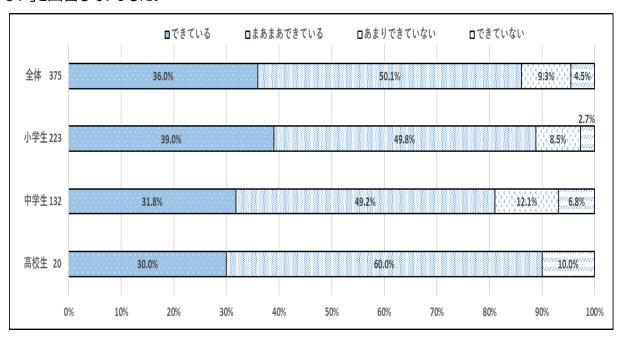
それ故に、将来の自立に向けて「利用したい」または「少し利用したい」と回答した人の割合が全体の7割以上と、関心が大きいと考えられます。





## 倒お子さんが在籍する学校に対して、不安や悩みなどの相談ができているか

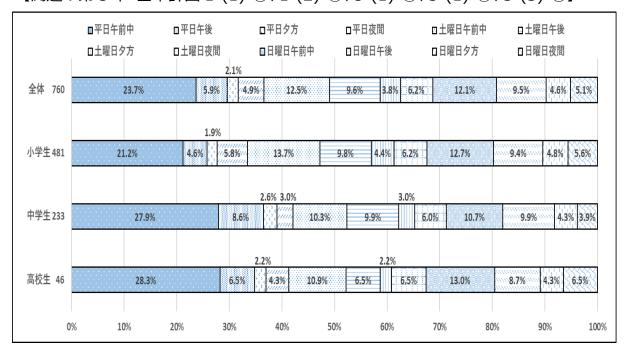
全体の13%に当たる人が、学校へ不安や悩みの相談が「あまりできていない」または「できていない」と回答していました。



#### ⑤講座や研修を受けやすい曜日や時間帯

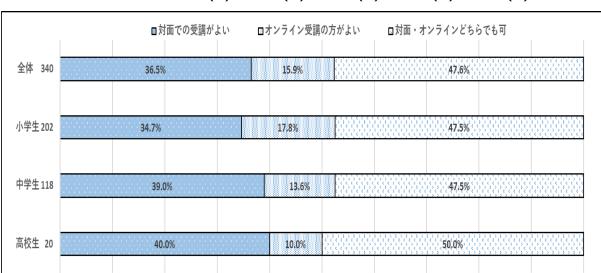
各年代ともに、平日の午前中を挙げた人の割合が最も高くなってはいますが、全体では土曜日・日曜日を挙げた人の割合が高い結果となりました。子の就学に伴い、共働き世帯が増加することが理由と考えられるため、土曜日・日曜日のニーズへの対応について検討する必要があります。

【関連:第3章 基本計画1-(1)-6、1-(2)-3、3-(1)-5、3-(1)-6、3-(3)-2】



## **⑯オンラインでの講座や研修の受講について**

全体の6割以上で、「オンライン受講の方がよい」または「対面・オンラインどちらでも可」と回答しています。⑤のとおり、開催日時へのニーズも多様化していることが分かったため、オンライン研修・講座の推進を検討する必要があります。



【関連:第3章 基本計画1-(1)-6、1-(2)-3、3-(1)-5、3-(1)-6、3-(3)-2】

## ⑪どのような内容の講座・研修を受けたいか

20%

10%

0%

「障がいのある子どもの進路・将来について」、「発達障がい・支援について」との回答が多くありました。

50%

60%

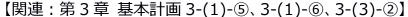
70%

80%

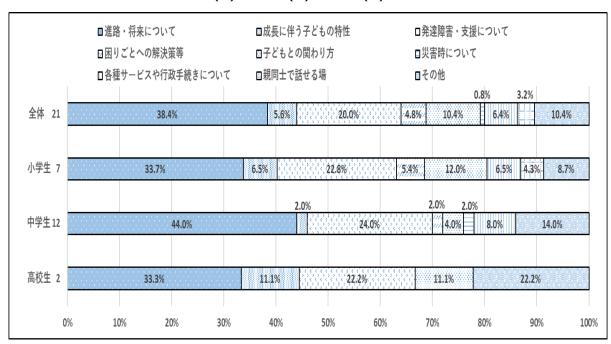
90%

100%

40%

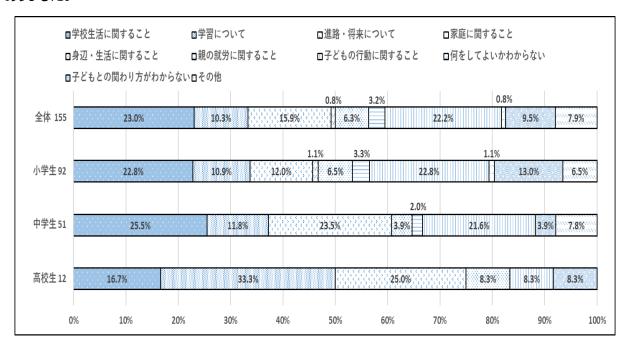


30%



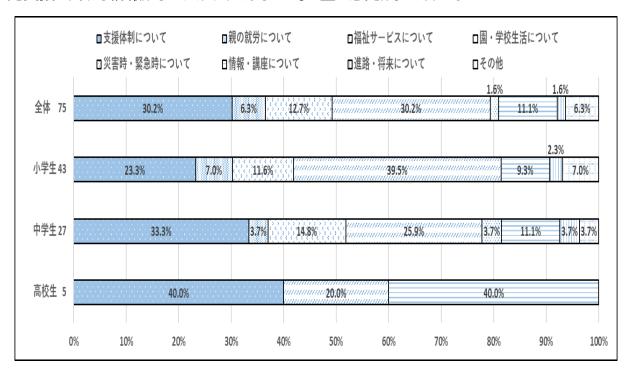
## 18今現在、困っていることはあるか

「学校生活に関すること」、「進路・将来について」、「子どもの行動に関すること」との回答が多くありました。



## ⑲その他のご意見、ご要望等

障がい児やその家族への支援体制のより一層の充実や、学校の障がい理解の促進等、障がい 児支援に関する情報が手に入りやすくなること等を望む意見が多くありました。

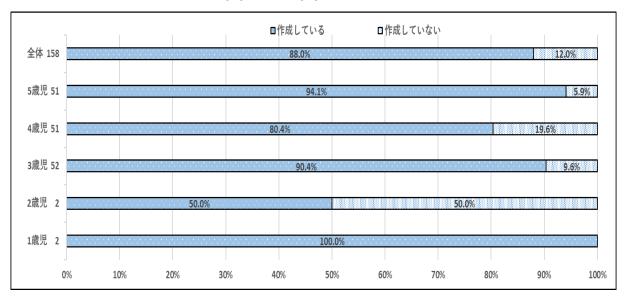


## 調査2:未就学児

#### ①「ふれあい」の作成状況

令和 2 年 6 月の前回アンケート時と比較すると、作成している人の割合は、全体: 16.8 ポイント、5 歳児: 17.2 ポイント、(4 歳児: -7.8 ポイント)、3 歳児: 11.7 ポイントの上昇が見られ、「ふれあい」の認知度は着実に上がっていることが分かります。

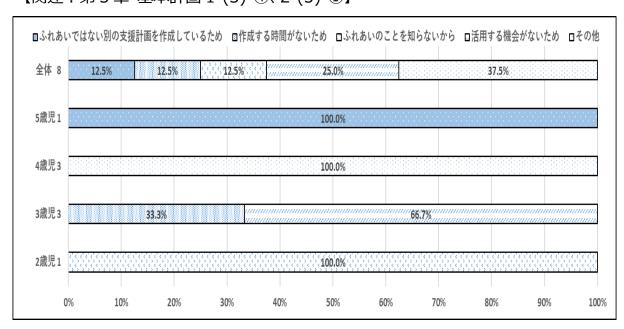




## ②「ふれあい」を作成していない理由

「ふれあいのことを知らない」、「活用する機会がない」という理由が多くを占めました。作成していない児童に対し、ふれあいの目的や活用方法をより周知していく必要がありそうです。

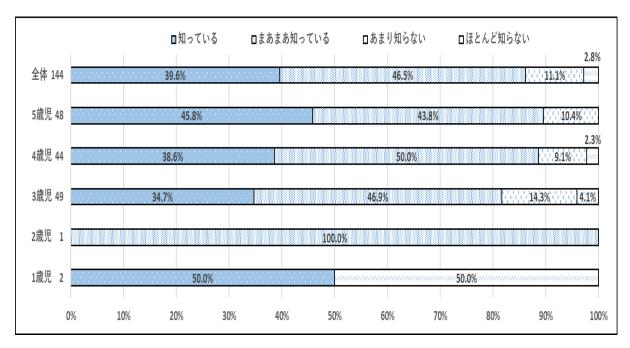
【関連:第3章 基本計画1-(3)-④、2-(3)-①】



## ③「ふれあい」がどういうもので、どう活用されるか

全体の8割以上で、「知っている」/「まあまあ知っている」という回答がありました。

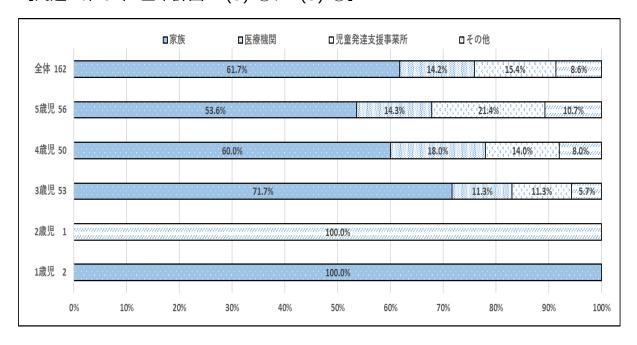
【関連:第3章 基本計画1-(3)-④、2-(3)-①】



## ④「ふれあい」を園以外で誰と共有しているか

全体の7割以上で家族との共有はできていますが、家族以外との共有率が低いため、今後は関係機関との共有を進めることが課題と考えられます。

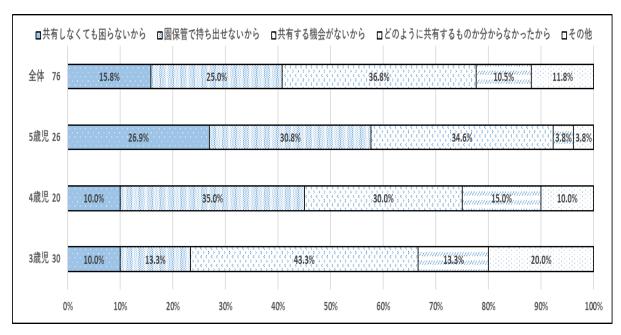
【関連:第3章 基本計画1-(3)-④、2-(3)-①】



## ⑤園以外と「ふれあい」を共有できていない理由

全体を通して、「園保管で持ち出せないから」「共有する機会がないから」という回答が多くありました。園以外の関係機関との共有方法を検討していく必要があると考えられます。

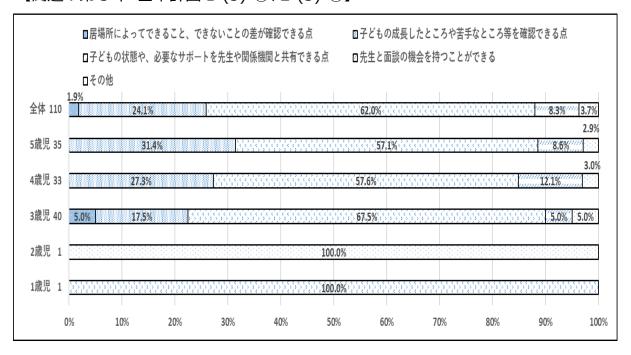




## ⑥「ふれあい」がどういう点で役に立ったか

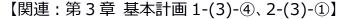
全体の6割以上で、「子どもの状態や、子どもにとって必要なサポートを先生や関係機関と共有できる点」という回答がありました。

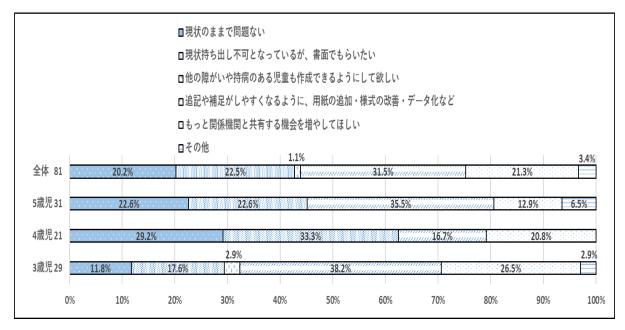
【関連:第3章 基本計画1-(3)-④、2-(3)-①】



## ⑦「ふれあい」がどういうものだったら、より活用されていくと思うか

「書面でもらいたい」、「追記や補足がしやすくなるように、用紙の追加・様式の改善・データ化」、 「関係機関と共有する機会の増加」という声が多くありました。より当事者にとって使い勝手の良い ものにしていく必要があることが分かりました。

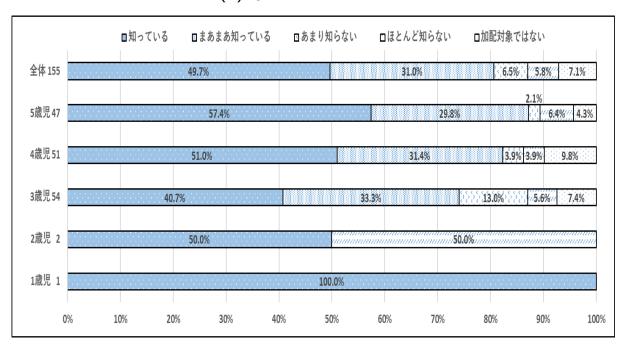




## ⑧加配職員がどのようなことをしてくれるか(調査対象者全体)

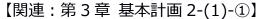
全体の8割以上で、「加配の役割を知っている」/「加配の役割をまあまあ知っている」という回答がありました。

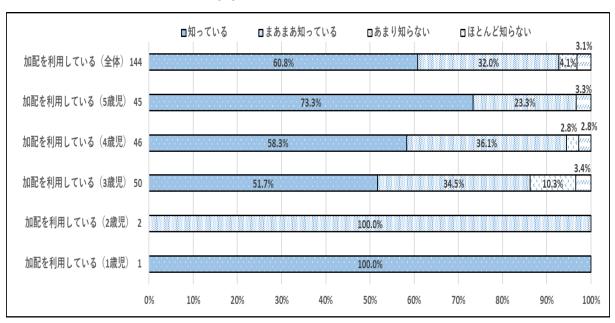
【関連:第3章 基本計画 2-(1)-①】



## ⑨加配職員がどのようなことをしてくれるか (加配対象者限定)

加配対象となっている人の約7%が、利用はしているものの、「加配の役割をあまり知らない」/ 「加配の役割をほとんど知らない」という実態が分かりました。 園と保護者の情報共有について、より 一層進めていく必要があります。

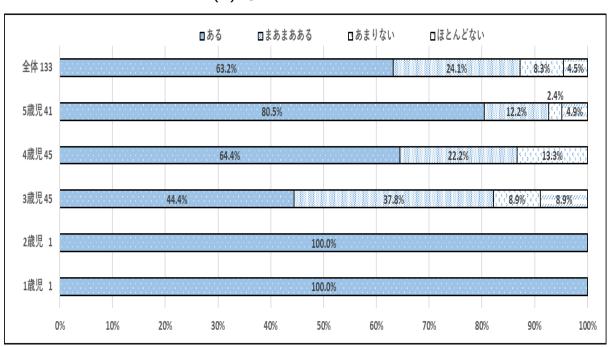




## ⑩加配職員による効果の実感

全体の8割以上で、「加配の効果の実感がある」/「加配の効果の実感がまあまあある」という回答がありました。

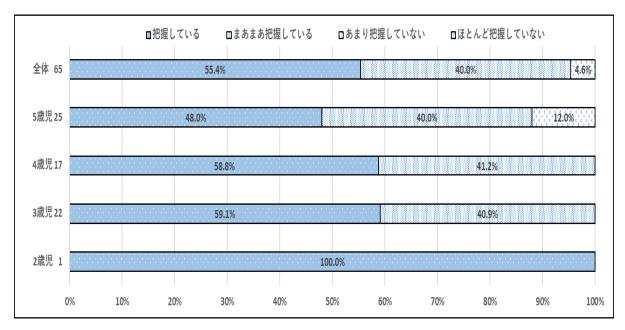
【関連:第3章 基本計画2-(1)-①】



## ⑪児童発達支援事業所でお子さんに対して具体的にどのような支援が行われているか把握しているか

全体の9割以上で、「児童発達支援事業所の支援内容を把握している」/「児童発達支援事業所の支援内容をまあまあ把握している」という回答がありました。

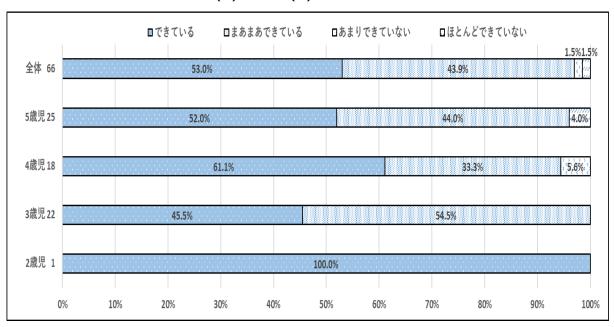




## ②児童発達支援と日常的にお子さんに関する情報共有ができているか

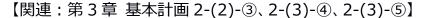
利用者全体の9割以上で、「児童発達支援事業所との情報共有ができている」/「児童発達支援事業所との情報共有がまあまあできている」という回答がありました。

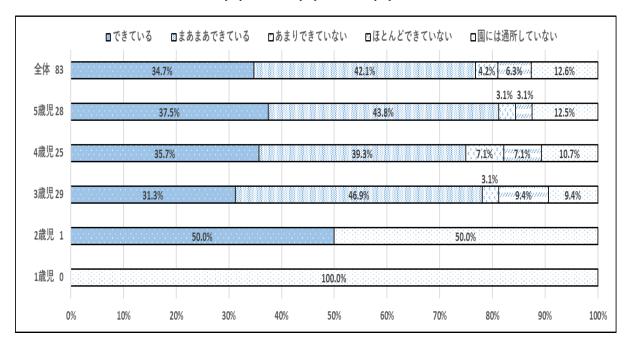




## ⑬児童発達支援における支援内容を園の先生と共有できているか

利用者全体の7割以上で、児童発達支援事業所の支援内容有を園と「共有できている」または「まあまあ共有できている」という回答がありました。

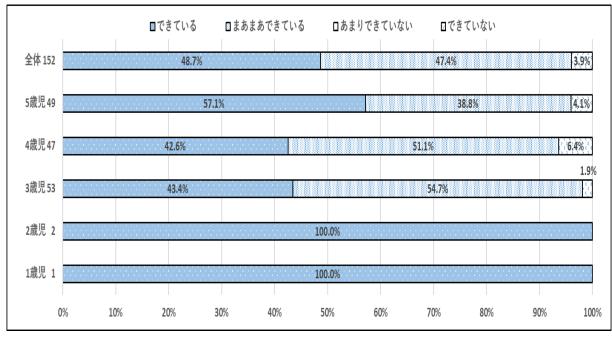




## 倒お子さんが在籍する園や事業所に対して、不安や悩みなどの相談ができているか

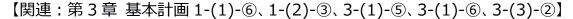
利用者全体の9割以上で、園や児童発達支援事業所への相談は「できている」または「まあまあできている」という回答がありました。

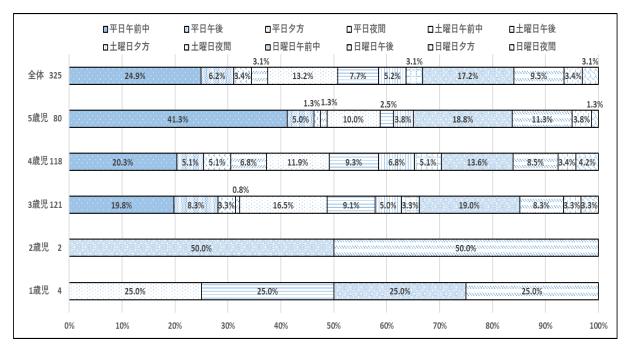
【関連:第3章 基本計画 2-(2)-③、5-(2)-①】



## ⑤講座や研修を受けやすい曜日や時間帯

3歳児(年少児)以上では、「平日の午前中」を挙げた人の割合が高くなっていますが、土日のニーズへの対応について検討する必要があります。

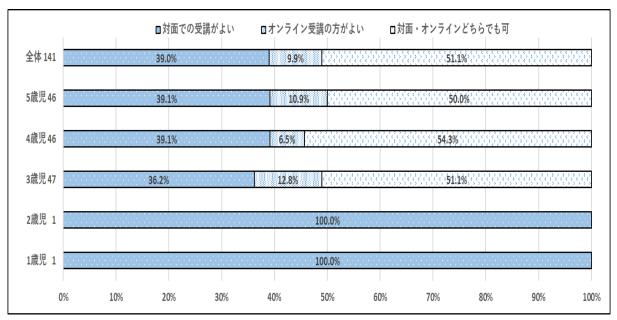




#### (ii)オンラインでの講座や研修の受講について

全体の6割以上で、「オンライン受講の方がよい」または「対面・オンラインどちらでも可」と回答しています。 ⑤のとおり、開催日時へのニーズも多様化していることが分かったため、オンライン研修・講座の推進を検討する必要があります。

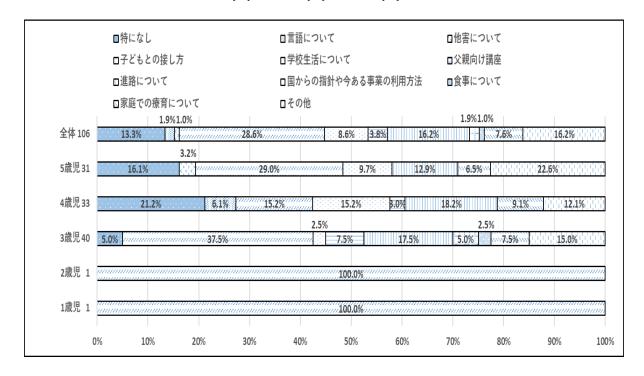
【関連:第3章 基本計画1-(1)-6、1-(2)-3、3-(1)-5、3-(1)-6、3-(3)-2】



## 切どのような内容の講座・研修を受けたいか

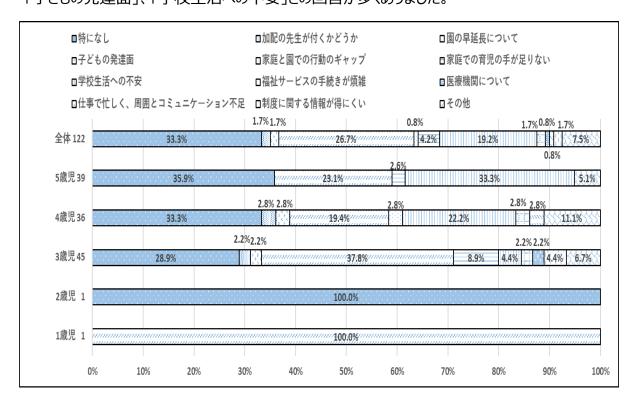
「子どもとの接し方について」、「学校生活について」、「進路について」との回答が多くありました。

【関連:第3章 基本計画 3-(1)-⑤、3-(1)-⑥、3-(3)-②】



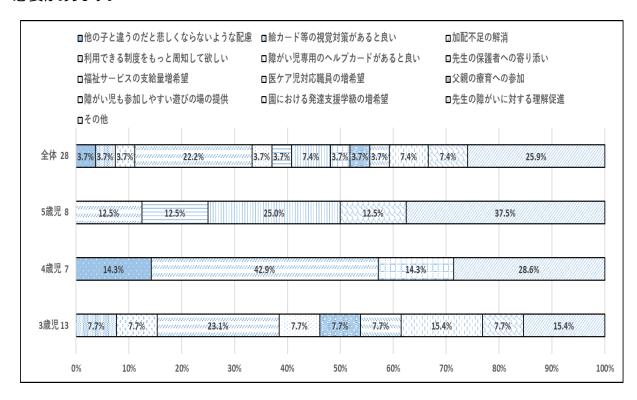
## 18今現在、困っていることはあるか

「子どもの発達面」、「学校生活への不安」との回答が多くありました。



## ⑲その他のご意見、ご要望等

「利用できる制度をもっと周知して欲しい」との声が多くありました。 福祉サービスや相談窓口などをまとめた冊子である「ふくしげんきっず」の作成などを行っていますが、より一層の情報発信に努める必要があります。



#### (3) 関係機関向けアンケート

#### ア) 対象機関

市内の公立保育園(13園)、公立幼稚園(5園)、保育所型認定こども園(2 園)、幼稚園型認定こども園(1園)、小学校(13校)、中学校(5校)

## イ)調査期間

令和5年3月14日から令和5年3月29日まで

#### ウ)調査方法

対象機関に電子メールで依頼及び回収

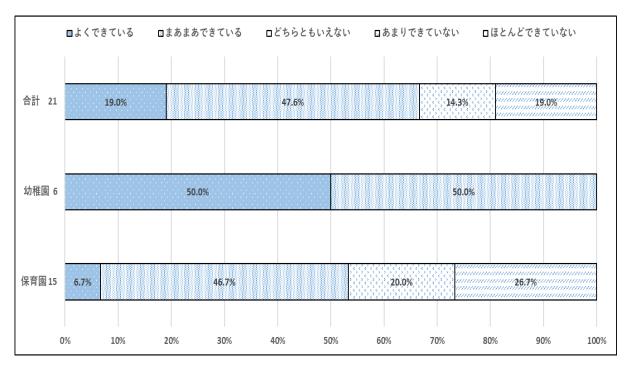
#### 工)調査結果

保育園、幼稚園、こども園

①発達支援コーディネーターの役割・機能が園全体(すべての職員)で認識できているか 「あまりできていない」という回答が全体の約2割からありました。

よりよい支援のためには、園長・主査だけでなく、園全体で発達支援コーディネーターの役割を把握することが必要となってくるため、研修等を通して、役割の理解を深めます。

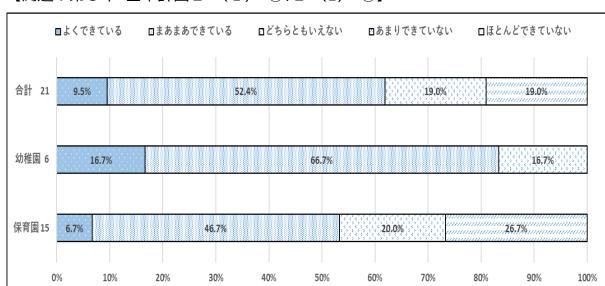
【関連:第3章 基本計画2-(1)-②、2-(1)-③】



## ②発達支援コーディネーターの活用が実際に行われているか

「あまりできていない」という回答が全体の約2割からありました。

子どもを支援につなごうとする中で、保護者にうまく伝えられないことや、同意を得られないことがあるという声があったため、研修等を通してコーディネーターの支援力向上を図るほか、保護者へもコーディネーターの役割をしっかりとお知らせしていく必要があります。



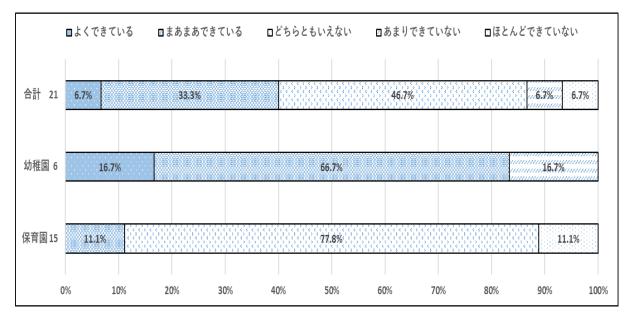
【関連:第3章 基本計画2-(1)-②、2-(1)-③】

#### ③児童発達支援事業所と日常的に子どもに関する情報共有ができているか

「よくできている」、「まあまあできている」という回答は全体の約4割に留まっています。

保育園等と児童発達支援事業所双方の支援体制充実のため、各々の役割について認識し、 課題についての共通理解を図るなど、より一層の連携を行う必要があります。

【関連:第3章 基本計画2-(2)-③】

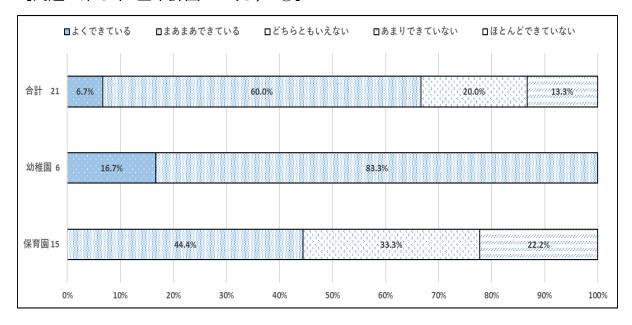


#### ④在籍児が児童発達支援事業所で受けている支援内容について把握しているか

「どちらともいえない」、「あまりできていない」という回答が全体の約3割からありました。

保育士、幼稚園教諭が児童発達支援事業所の活動を知り、理解を深めることができるよう、 協議・研修等の充実を図る必要があります。

【関連:第3章 基本計画2-(3)-⑤】

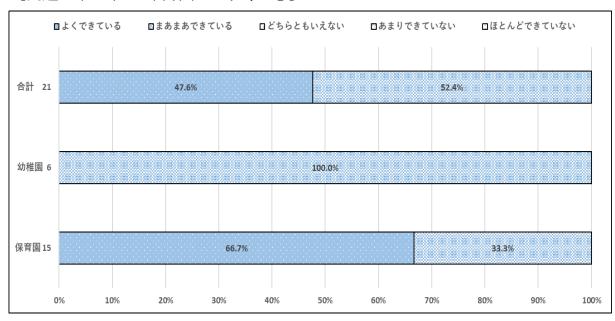


## ⑤巡回療育支援事業が何を目的として実施しているかの認識ができているか

すべての園で、「よくできている」または「まあまあできている」と回答しています。

園にはなかった専門的な視点からも助言をもらえるため、子どもの理解や支援に役立っているという声が多くあり、事業の目的が浸透してきているものと思われます。

【関連:第3章 基本計画3-(2)-①】

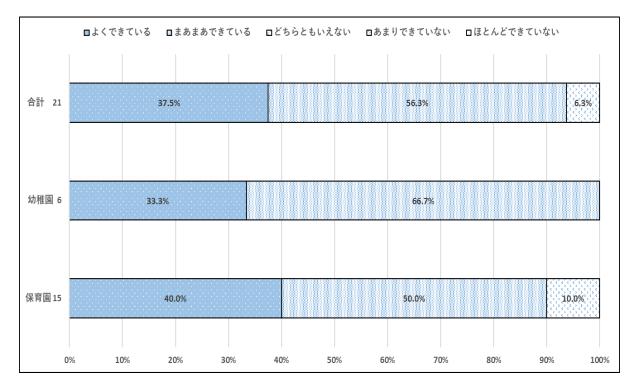


## ⑥保育所等訪問支援による助言・指導内容が担任のみでなく、組織として共有されているか

「よくできている」、「まあまあできている」という回答が全体の約9割からありました。

引き続き、助言・指導内容が園全体に伝わるよう、連携に努めます。

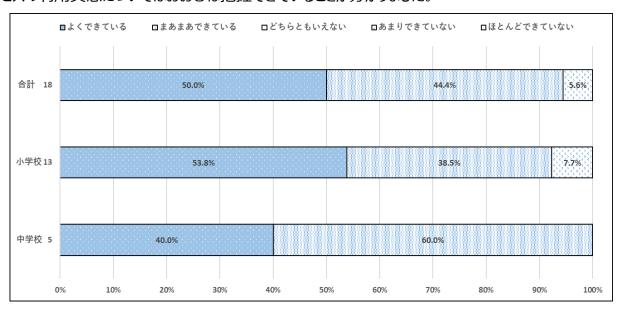
【関連:第3章 基本計画3-(3)-①】



## 小学校、中学校

## ①在籍児童が放課後等デイサービスを利用していることを把握しているか

「あまりできていない」、「ほとんどできていない」という回答はなく、在籍児童の放課後等デイサービスの利用実態についてはおおむね把握できていることが分かりました。

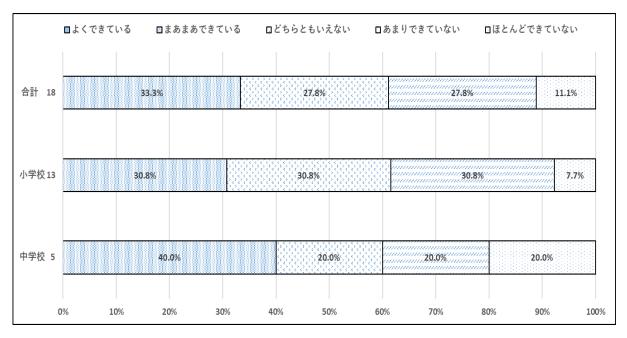


#### ②放課後等デイサービス事業所と日常的に子どもに関する情報共有ができているか

「あまりできていない」、「ほとんどできていない」という回答が全体の約4割からありました。

小中学校と放課後等デイサービス事業所双方の支援体制充実のため、「教育と福祉の連絡会議」等を通して、情報共有をより一層行う必要があります。



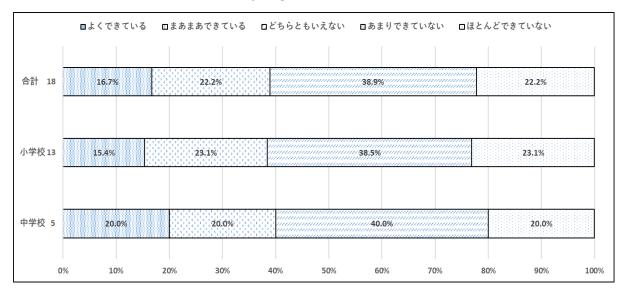


## ③在籍児童生徒が放課後等デイサービスで受けている支援内容について把握しているか

「あまりできていない」、「ほとんどできていない」という回答が全体の約6割からありました。

小中学校教諭が放課後等デイサービス事業所等の活動を知り、理解を深めることができるよう、 協議・研修等の充実を図る必要があります。





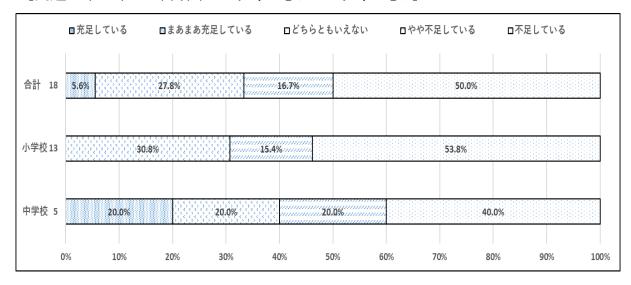
## ④スクールソーシャルワーカーの配置数についてどう感じるか

「やや不足している」、「不足している」という回答が全体の6割以上からありました。

教育と福祉の連携が推進されるにつれて、スクールソーシャルワーカーの役割の認知度や需要が 高まってきていることが分かります。

スクールソーシャルワーカーに限らず、教育と福祉の連携を担うことのできる人材の配置・育成に 努める必要があります。

【関連:第3章 基本計画2-(1)-②、2-(1)-④、】



## 4. 用語解説

	用語	解説		
あ	医療型児童発達	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支		
行	支援	援が必要な障がい児に対して行う児童発達支援です。		
	医療的ケア児	病院以外の場所でたんの吸引や経管栄養などの医療的援助を要する児		
		童のことです。		
	医療的ケア児等			
	コーディネーター	必要な支援を総合的に調整する役割をするものです。	P.16	
	インクルージョン	「包摂」「包括」「社会的な一体性」などを意味します。		
		ここでは、障がいなどの有無を問わず、すべての人が差別なく社会や組織に	P.14	
		参加する機会が提供されるという理念を指します。		
か	学校生活支援員	小学校において、教員の指導のもと、学習・生活上に支援が必要な児童	P.21	
行		に対して、支援や補助を行います。	P.21	
	強度行動障がい	状況にそぐわない不適切な行動が頻繁にあらわれ、本人もしくは他者の安	P.4	
	全や身体的健康にとって好ましくない行動のことです。		P.4	
	居宅訪問型児童	重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するために外出		
	発達支援 することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を		P.13	
		訪問して発達支援を行うサービスです。		
	居宅訪問型保育	重度の障がい等の状態にあり、保育の必要がある障がい児の居宅において		
	1対1を基本とする保育を実施します。		P.16	
	言語聴覚士	言語や聴覚、音声、呼吸、認知、発達、摂食・嚥下に関わる障がいに対		
		して、その発現メカニズムを明らかにし、検査と評価を実施し、必要に応じて訓	P.13	
	練や指導、支援などを行う専門職です。			
	公認心理師	保健医療・福祉・教育その他の分野で、心理学に関する専門的知識及び		
	技術をもって、心理に関する支援を要する方の心理状態の観察・分析や、心		P.14	
	理に関する相談・助言・指導その他の援助などを行う、国家資格の専門職		1.14	
	<b>ਰ</b> 。			
	交流保育	児童発達支援に通っている児童が、地域の保育園等に行き、同年齢の児		
	童と交流しながら、集団生活に慣れるように支援するものです。		P.5	
	合理的配慮 障がいのある方が障がいのない方と平等に人権を享受し行使できるよう			
	一人一人の特徴や場面に応じて発生する障がいや困難さを取り除くための		P.4	
		個別の調整や変更のことです。		

	用語	解説	初出頁		
か	子ども・子育て	「子ども・子育て支援法」に基づく計画であり、今後の幼児期の教育・保育			
行	支援事業計画	や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の方策を示す計画です。			
		本市では、更に、子どもに関する施策全体の方向性を示し、子どもの健や	P.1		
		かな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備するための計画としてい			
		ます。			
	個別の教育支援	受 乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な			
	計画 教育的支援を行うために、障がいのある児童一人一人について作成する記		P.5		
		画のことです。保護者と園や学校が相談しながら、教育、医療、福祉、就労	r.5		
		等の関係機関と連携して作成しています。			
<u>ਟ</u> ੇ	作業療法士	日常生活をスムーズに送るための応用的動作(入浴や食事など)のリハ	P.13		
行		ビリテーションを行います。	P.13		
	児童発達支援	主に就学前の障がい児が施設に通所し、日常生活における基本的な動			
		作や知識及び技能の習得、集団生活への適応訓練を行う福祉サービスで	P.5		
		す。			
	児童発達支援	心身の発達や言葉に遅れのある児童に対し日常生活に必要な基本的な	P.4		
	センター	動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに地			
		域の障がい児やその家族の相談支援や障がい児を預かる施設への援助・助			
		言を行う地域の中核的な療育施設です。			
	重症心身障がい	・ 重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複した状態にある障がい児の			
	児呼称です。		P.16		
	就労移行支援  一般企業等の就労を希望する障がいのある方に、一定期間、就労に必要				
	な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職		P.6		
		後における相談等を行います。			
	障がい者自立	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第			
	支援協議会	89 条の 3 に基づき設置された障がい者等への支援体制の整備を図ることを	P.2		
		目的として、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族により構			
		成される協議会です。			
	障がい児	本計画においては、身体に障がいのある児童、知的に障がいのある児			
童、		童、精神に障がいのある児童(発達障害者支援法第二条第二項に規			
	定する発達障がい児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病の他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的支援するための法律第四条第一項の政令で定めるものによる障がいの		表紙		
			红州		
		度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童を指します。			
	障がい児相談	障がい児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等			
	支援	訪問支援)等の利用を希望する児童について、障がい児支援利用計画を	P.28		
		作成します。			

	用語	解説	初出頁	
<del>2</del>	障がい児通所	児童福祉法に基づく福祉サービスです。主に施設等への通所によって、日		
行	支援	常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓		
		練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの	P.11	
		支援を行います。		
	「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援			
		分かれています。		
	身体障がい者	視覚、聴覚または平衡機能に障がいのある方、音声・言語・そしゃく機能に		
	手帳 障がいのある方、肢体不自由、内部機能(心臓、じん臓、呼吸器、(う、直腸、肝臓、小腸またはヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能)に関		P.30	
			P.30	
		のある方に、交付される手帳です。		
	精神障がい者	一定の状態で精神に障がいがみられる方に対して、その障がい状態を認定	資料編	
	保健福祉手帳	した場合に交付される手帳です。	P.6	
	相談支援専門員	障がいのある方が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障		
		がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向け	P.8	
		た支援など、障がいのある方の全般的な相談支援を行います。		
た	短期入所	利用を希望される方に、短期間において、入浴、排せつ及び食事等の介		
行	(ショートステイ) 護等を施設で提供するサービスです。			
	中学校支援員	中学校において、教員の指導のもと、学習・生活上に支援が必要な児童		
		に対して、支援や補助を行います。		
	通級指導教室	小学校又は中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児		
		童に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障がいに		
	応じた特別の指導を特別の指導の場で行う指導形態です。			
	特別支援学級	小学校において、教員の指導のもと、主に特別支援学級の児童に対して、		
	補助員	支援や補助を行います。		
	特別支援教育	テレジョン		
	コーディネーター	窓口として、また、園や学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連	P.9	
		絡調整の役割を担うため、各園・各校の職員が指名・配置されています。		
	特別支援教育	小中学校を巡回し、個別の支援が必要な児童の指導方法について助言		
	相談員	するとともに、必要に応じて保護者との相談を実施します。		
	特別支援教育	障がいのある児童への幼児期から青年期まで一貫した支援が求められてい		
	連携協議会	る中、教育・福祉・医療・就労等の様々な部局・関係機関が連携し、より良		
		い支援の継続を目指すとともに、学識経験者の助言や保護者の意見を生か	P.11	
		しながら、望ましい特別支援教育の在り方を協議する機関です。		
は	発達支援	児童への適切な支援のために、保護者や関係機関に対する保育園におけ		
行	コーディネーター	る窓口として、主査保育士を発達支援コーディネーターとして位置付け、福	P.9	
		祉、医療等の関係機関との連絡調整等を行います。		

	用語解説		初出頁		
は	伴走型相談支援	妊娠期から出産・産後、育児期といった各段階に応じて、全ての妊婦や子			
行		育て家庭に寄り添った身近な相談体制のことを言います。 各段階で、きめ細	P.5		
		かく関わることで、困っている妊婦や子育て中の保護者に対し、ニーズに即した			
		支援を切れ目なく届けます。			
	ピアサポート	障がいや疾病などに関して、同じ立場や課題を経験してきた人が、自らの	D. ( )		
		体験に基づいて相談相手となったり、仲間として社会参加や地域との交流、	P.14		
		課題の解決等を支援する活動を指します。			
	福祉避難所	介護の必要な高齢者や障がい者など、一般の避難所では生活に支障が	P.22		
		ある方のために指定された避難所のことです。	P. Z Z		
	ペアレント	保護者が児童とのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りご			
	トレーニング	とを解消し、児童の発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラ	P.13		
		ムです。			
	ペアレント	保護者が、児童の発達特性を理解し具体的な対応方法を学ぶことによ			
	プログラム	   り、日常の子育ての困りごとを解消し、家庭において発達特性のある児童の			
		   育ちや暮らしを安定させることができるよう保護者を支援するものです。	P.13		
	ペアレントメンター	自らも障がいのある児童の子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定			
		   のトレーニングを受けた親のことです。ペアレントメンターは、同じような障がいの			
		   ある児童をもつ親に対して、共感的なサポートを行うとともに、地域資源などの	P.14		
		情報提供を行います。			
	保育所等訪問	保育園等を保育所等訪問支援員が訪問し、障がい児や保育園等のス			
	支援	タッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行う福	P.14		
		祉サービスです。			
	放課後児童健全	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により			
	育成事業	昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適			
		切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るものです。また、一	P.6		
		般的には「学童保育」と呼ばれています。			
	放課後児童	放課後児童クラブとは、「放課後児童健全育成事業」を実施する施設で			
	クラブ	あり、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に	D11		
		遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図ります。	P.11		
	+h=m/4/55	- 計学旧も計争に - 抗無效原置は1. 炊る F 地 は サカにかい テール マン			
	放課後等	就学児を対象とし、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力のようなはの間にないに提供する場合である。	P.6		
	デイサービス	カ向上のための訓練を継続的に提供するサービスです。			

	用語	解説			
や行	要保護児童対策	児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童の適切			
	地域協議会	な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため設置			
		する協議会です。			
ら行	療育手帳	先天的に知的に障がいのある方に対して、交付される手帳です。			
		(地方自治体によっては、「みどりの手帳」「愛の手帳」などの名称で呼ばれて			
		います。)			
	理学療法士	基本動作能力(座る、立つ、歩く等)の回復や維持や障がいの悪化の			
		予防を目的に、運動療法や物理療法(温熱、電気等の物理的手段を治			
		療目的に利用するもの)等を用いて、自立した日常生活が送れるようリハビリ	P.13		
		テーションを行います。			
	レスパイト	「息抜き」や「休息」を意味します。	P.19		